

◎関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書

(略称) G A T T 譲許表の訂正に関する締約国団の確認書

昭和三十八年一月十五日	ジュネーブで作成
昭和三十八年一月十五日	効力発生
昭和三十八年三月二十日	国会承認
昭和三十八年三月二十九日	効力発生通告の内閣決定
昭和三十八年三月二十九日	わが国の譲許表の効力発生通告
昭和三十八年三月二十九日	公布及び効力発生告示
(昭和三十八年条約第三号)	
昭和三十八年四月一日	効力発生
目次	

前文	四六一
1 譲許表の改正に関する確認	四六一
2 セイロン、トルコ及び日本国の譲許表に関する適用日付	四六一
3 スイスのG A T T 暫定的加入宣言附属「日本国の譲許表」訂正に関する確認	四六一
4 本決定が確認書となる日付	四六一
5 本決定の確認書本の送付	四六一
附属書 日本国の譲許表	四六三

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表 の訂正及び修正に関する締約国団の確認 書

一般協定第三十条に定める手続に基づく訂正及び修正に関する議定書の批准が著しく遅延していること並びに千九百五十五年三月十日の一般協定第一部、第二十九条及び第三十条の規定を改正する議定書Dによつて第三十条の規定に追加されることとなつている新たな3（以下「第三十条3」という。）の規定がまだ効力を生じていないことを考慮し、

締約国団が、その第十五回総会において、訂正及び修正に関する議定書を作成する慣行を終止することの提案を承認し、並びに、第三十条3に規定する訂正及び修正ですでに訂正及び修正に関する議定書に含まれているものを、第三十条3の規定の効力発生前に、その規定の効力発生の時においてその規定に基づく確認書となる文書の中に収録することの提案を承認したことを考慮して、

締約国団は、

1 この決定に附属する一般協定の譲許表の改正が、全く形式的性質の訂正又は第二条6（千九百五十五年三月十日の前記の議定書Cに定める改正が効力を生じた後は第三条）、第十八条、第二十四条、第二十七条若しくは第二十八条の規定に基づいて執られた措置の結果として生じ

GATT譲許表の訂正に関する締約国団の確認書

CERTIFICATION OF THE CONTRACTING PARTIES RELATING TO RECTIFICATIONS AND MODIFICATIONS OF SCHEDULES TO THE GENERAL AGREEMENT ON TARIFFS AND TRADE

Considering that there have been long delays in the rectification of protocols of rectifications and modifications under the procedures of Article XXX and that the new paragraph 3 which would be added to Article XXX by Section D of the Protocol Amending Part I and Articles XIX and XX of the General Agreement, dated 10 March 1955 (hereinafter referred to as "paragraph 3 of Article XXX") has not yet entered into force; and

Considering that at their fifteenth session the CONTRACTING PARTIES approved a proposal for the discontinuance of the practice of drawing up protocols of rectifications and modifications, and, pending the entry into force of the amended Article XXX, for the incorporation of rectifications and modifications, which had previously been included in such protocols and which come within the terms of paragraph 3 of Article XXX, in documents which would constitute a certification pursuant to that paragraph upon its entry into force;

THE CONTRACTING PARTIES:

1. Certify that the amendments to the Schedules of the General Agreement, which are annexed to this Decision, record rectifications of a purely formal character or modifications resulting from action taken under paragraph 6 of Article II (Article III after the amendment contained in Section C of the above Protocol of 10 March 1955 has become operative), Article XVIII, Article XIV, Article XVII, or Article XVIII; and that the procedures set forth in the proviso to paragraph 3 of Article XXX have been complied with in respect of such amendments.

た修正を記録するものであること並びに第三十条3ただし書に規定する手続が、前記の譲許表の改正についてとられたことを確認する。

2 一般協定第二条中協定の日付に言及する場合において、第六表（セイロンの譲許表）、第三十七表（トルコの譲許表）及び第三十八表（日本国の譲許表）に含まれるいずれの譲許に關しても、その日付を、当該譲許を最初に一般協定の譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用することに同意する。

3 さらに、千九百五十九年十一月十三日の調書によつて千九百五十八年十一月二十二日の關稅及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言に附屬した「日本国の譲許表」に代わり、かつ、この決定に附屬する「日本国の譲許表」が、全く形式的性質の訂正に係るものであることを確認する。

4 この決定が、第三十条3の規定の効力發生の日に、第三十条3の規定に基づく同日付けの締約国団の確認書となるものであることを決定する。

5 締約国団の書記局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入し、又は一般協定の締約国団との間の關係に關する宣言に署名した各政府に對してこの決定の認証謄本を送付するものとする。書記局長は、また、すみやかに、これらの政府に對し、この決定が第三十条3の規定に基づく確認書となる日付を通告

2. Agree that in each case in which Article II of the General Agreement refers to the date of that Agreement, the applicable date in respect of any concession contained in Schedule VI - Ceylon; Schedule XXVIII - Turkey and Schedule XXVIII - Japan, shall be the date of the instrument by which the concession was first incorporated in the Schedules to the General Agreement.

3. Certify further that the "Schedule of Japan" annexed hereto, and replacing the "Schedule of Japan" annexed to the Declaration on the Provisional Accession of the Swiss Confederation to the General Agreement on Tariffs and Trade of 22 November 1958, by the Protocol verbal dated 13 November 1959, involves rectifications of a purely formal character.

4. Decide that on the date of the entry into force of paragraph 3 of Article XXX, this Decision shall constitute a certification by the CONTRACTING PARTIES on that date pursuant to paragraph 3 of Article XXX.

5. The Executive Secretary to the CONTRACTING PARTIES shall promptly furnish a certified copy of this Decision to each contracting party to the General Agreement, and to each government which has provisionally acceded to that Agreement, or has signed a declaration on relations between it and contracting parties to the General Agreement. He shall also notify them promptly of the date upon which this Decision becomes a certification pursuant to paragraph 3 of Article XXX.

セイロン、トルコ及び日本国の譲許表に關する適用日付

スイスの暫定的加入宣言に關する日本国の譲許表に關する確認

本決定が確認書となる日付

本決定の認証謄本の送付

するものとする。

(附属書)

総合譲許表

第三十八表 日本国の譲許表

次の譲許表は、千九百五十五年六月七日の日本国の加入に関する議定書、千九百五十六年五月二十三日の譲許の追加に関する第六議定書及び千九百五十八年十二月三十一日の新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書に基づいて一般協定に附属した日本国の譲許表に代わる。

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

関税率表番号	品 名	税 率
〇三〇三のうち	甲殻類及び軟体動物（生きていないものにあつては、生鮮、冷凍、塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、甲殻類にあつては、単に水煮した殻付きのものを含む。）	
一 えび		

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

The following Schedule replaces all the Schedules of Japan annexed to the General Agreement in accordance with the Protocol of Accession of Japan, dated 7 June 1955, with the Sixth Protocol of Supplementary Concessions, dated 23 May 1956 and with the Protocol Relating to Negotiations for the Establishment of New Schedule III - Brazil, dated 31 December 1956.

○四〇二のうち	(一)のうち生鮮又は冷凍のもの ミルク及びクリーム（濃縮し、乾燥し、砂糖を加え、又はその他の貯蔵に適する加工をしたものに限る。） 一 濃縮乳及び練乳のうち 脱脂したもの（砂糖を加えてないものに限る。） 脱脂してないもの	五%
二 粉乳	(一) 脱脂粉乳のうち砂糖を加えてないもの 注 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供するものについては、その関税を免除する。 日本国は、関稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の規定に基づいて昭和二十八年政令第五百十一号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に讓許の効果をなくし、又はそこなうような変更は、行なわない。	四五%
○四〇六	(二) その他のもの	四〇%
○五一三	はちみつ	三〇%
○七〇五のうち	海綿 豆（割つたものを含むものとし、乾燥したものに限る。）	一〇%

○八〇二のうち	一 あずき	一〇%
○八〇三のうち	四 その他のもののうち医薬用のものを以外のもの かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。） 一 レモン及びライムのうち生鮮のもの いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。） 二のうち干しいちじく（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。） ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。） 二のうち干しぶどう（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。） コーヒー（いつたもの及びカフェインを除いたものを含む。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒー代用物でコーヒーを含有するもの 一 コーヒー （一） コーヒー豆（いつてないものに限る。） 二 その他のもの （一） 粉碎し、又は混合してないもの ロ その他のもののうちこしような種 けい皮（シンナモンツリーの花及び果実を除く。） 肉ずく、肉ずく花及び小ずくその他カルダモン類の種	一〇% 一〇% 一〇% 一五% 五% 三〇% 二〇% 無税
○九〇一のうち		
○九〇四のうち		
○九〇六のうち		
○九〇八のうち		

二 その他のもの	(一) 粉砕し、又は混合してないもののうち 肉すく	一〇〇五のうち	とうもろこし（飼料用のものに限る。）	無税
	注 税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	一〇〇七のうち	そば、あわ、きび、ひえ、こうりやん、カナリーシードその他の穀物（他の号に掲げるものを除く。）	無税
	三 こうりやんその他のグリーンソルガムのうち飼料用のもの 注 税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	一一〇一のうち	穀粉 一 小麦粉のうちグルタミン酸モノナトリウム製造用のもの 注 税関の監督下でグルタミン酸モノナトリウム製造用の原料として使用するものに限る。	一一・五%
	大豆、落花生その他採油用に適する種及び果実（割つたものを含む。）	一二〇一のうち	一 大豆	一三%
	四 ごま		五 綿実	無税
	六 カボックの種		七 サフラワールの種	五%
	八 亜麻の種			無税

一二〇三のうち	一〇 ヨブラ	無税
	繁殖用の種、果実及び胞子	
	二 てん菜の種	無税
	三のうちクローバーの種	無税
一二〇七のうち	植物及びその部分（主として香料用、医薬用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、砕き、ひき、又は粉にしたものを含む。）	
	四のうちココア葉	無税
	七のうちデリス根	無税
	一一 その他のもののうちキューベ根	無税
一二〇一のうち	植物性の染色材料及びタンニン材料	
	二 没食子、五倍子、びんろう子、オーク樹皮その他のタンニン材料のうち	
	マングローブ樹皮、デイビデイビ及びタラ	無税
一二〇二のうち	ラック、ガム、樹脂（ロジンを除く。）ガムレジン及びバルサム	
	四 生松やに	無税
	七 コーバル及びダンマル	無税
一二〇三のうち	樹液、植物性エキス、ベクチン、寒天その他植物性原料から ^{しん} 滲出し、又は抽出した物品	
	九 飲料のもと	
	(一) 単味のもののうちアルコール及び砂糖を含有しないもの	二七・五%
	(二) その他のもののうちアルコール及び砂糖を含有しないもの	二七・五%

一四〇一のうち	わら、いぐさ、あし、オーシア、とう、竹、ラファイア、ライム樹皮その他これらに類する植物性組物材料（漂白し、又は着色したものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一 とう (一) 割り、又は引き抜いてないもの	無税
一四〇二のうち	カボック、イールグラスその他これらに類する植物性詰物材料（漂白し、染色し、又はカードしたもの及び片面又は両面に紙、織物その他の支持物を用いてラップ状にしたものを含む。） 一のうちカボック（片面又は両面に紙、織物その他の支持物を用いたものを除く。）	無税
一五〇一のうち	豚脂及び家きん脂 一 豚脂 (一) ラード	一キログラムにつき一五円
一五〇二のうち	(二) その他のもの イ 酸価が二をこえるもの ロ その他のもの 牛脂、羊脂及びやぎ脂並びに牛、羊又はやぎのあぶら身 一 牛脂	一キログラムにつき一五円 五％ 四％

一五〇七のうち	植物性油脂	
五 綿実油	注 輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油については、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の規定に基づいて昭和二十九年政令第百五十五号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に譲許の効果をなくし、又はそこなうような変更は、行なわない。	一〇%
一五一三のうち	六 オリーブ油	無税
一五一六のうち	マーガリン、ショートニングその他の調製食用脂肪	一五%
	二 その他のものうちショートニング	
	植物性ろう（着色したものを含む。）	
一七〇二のうち	一 カルナバろう	一〇%
	人造はちみつ（はちみつを加えたものを含む。）並びに糖類、糖水及びカラメル（前号又は第一七〇五号に掲げるものを除く。）	
	一 ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。）のうち工業的に精製したもの	二五%
	七 その他のもの	
	（二） その他のものうちソルボース	二〇%
一七〇四	砂糖菓子（ココアを加えたものを除く。）	
	一 チューインガム	三五%

一八〇六のうち	二 その他のもの	三五%
チョコレート菓子その他ココアを含有する調製食料品（他の号に掲げるものを除く。） 一 チョコレート菓子 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち 各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの チューインガムその他の砂糖菓子 穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品 一 砂糖を加えたもののうち 各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの（育児食用のものを除く。） 調製した野菜（他の号に掲げるものを除く。） 二 その他のもの (一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち気密容器入りのもの 注 保税工場において輸出入の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定により輸入貨物とせず、これについては、関税を課さない。 (二) その他のものうち		三五%
		三五%
		三五%
一九〇二のうち		三五%
二二〇二のうち		二〇%

アスパラガス（かん詰、びん詰又はつぼ詰（気密のものに限る。）のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
グリーンピース及びトマト（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）

二〇%
二五%

一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

(一) バイナップルのうち砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二五%

(二) その他のものうち

マラスキーノチェリー（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又は

つぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二五%

桃及びなし（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二七%

さくらんぼ（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、マラスキーノチェリーを除く。）

三〇%

二 その他のもの

(三) その他のものうちさくらんぼ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、

二二〇七のうち	容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 果汁及び野菜ジュース(砂糖を加えたものを含むものとし、発酵したもの及びアルコールを加えたものを除く。) 一 果汁 (一) 砂糖を加えたもののうち オレンジジュース(しよ糖(天然に含有するものを含む。)の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。) その他のもの(しよ糖(天然に含有するものを含む。)の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。) (二) その他のもののうち オレンジジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。) その他のもの(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	二二〇%
二二〇一のうち	二 野菜ジュース (二) その他のものうち気密容器入りのもの チョコレートその他のコーヒー代用物(調製したもの及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。)及びそのエキス エキス(アルコール及び砂糖を含有しない飲料のもとに限る。) コーヒー、茶又はマテのエキス及びエッセンス並びにこれらをもとした調製品	一七%
二二〇二のうち	二 その他のもの	二七・五%

	(一) インスタントコーヒー及びインスタントティー インスタントコーヒー インスタントティー (二) その他のもののうち コーヒーエキス、コーヒーエッセンスその他これらに類するコーヒーを含有する調製品（アルコールを含有しないものに限る。） 飲料のもと（アルコール及びコーヒーを含有しないものに限る。）	二五% 二七・五%
二二〇四のうち	ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) トマトケチャップ及びトマトソース (二) マヨネーズ (三) その他のもの フレンチドレッシング及びサラダドレッシング その他のもの	二〇% 二五% 二五% 二七・五%
二二〇五のうち	野菜スープ（固形又は粉状のものを含み、気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）	一七%
二二〇七のうち	調製食料品（他の号に掲げるものを除く。） 一 砂糖を加えたもののうち 各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの 二 その他のもの	三五%

二二〇三	ビール	(一) アルコールを含有しない飲料のもと	二七・五% 三五%
二二〇九のうち	アルコール(前号に掲げるものを除く。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製エキスをアルコールを含有するもの 一 アルコール及び蒸留酒		
(二) ウイスキーのうち	バーボンウイスキー		三五%
ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベル がはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行 機関により証明されているものに限る。		ライウイスキー	
ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベル がはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行 機関により証明されているものに限る。		(三) ジン	
(四) その他のもののうち		ラム	
その他の蒸留酒		ふすま	
二二〇二のうち	カオリン、ベントナイト、酸性白土その他の粘土、カイアナイト、アンダルーサ		無税
二五〇七のうち			

二五二一のうち	イト及びシリマナイト（焼いたものを含むものとし、第六八〇七号に掲げるエキ スバンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース 一 酸性白土	無税
二五二二のうち	けいそう土その他のけい酸質の土（焼いたものを含み、見掛け比重が一以下のも のに限るものとし、活性化したものを除く。） 一 けいそう土	無税
二五二三のうち	バミストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料 エメリーサンド及びコランダムサンド（粉状のものを含む。）	無税
二五一九のうち	マグネサイト（焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。） 一 マグネシヤクリンカー	無税
二五二〇のうち	石膏（無水のもの及び焼いたものを含む。）及びこれをもとしたプラスター （着色したものを含むものとし、歯科用に調製したものを除く。） 一 石膏	無税
二五三〇のうち	(一) 焼いてないもの ほう酸塩（焼いたものを含み、天然のものに限るものとし、天然かん水から分離 したものを除く。）及びほう酸（天然のものに限るものとし、乾燥状態における 純度が重量比で八五％をこえるものを除く。） 二 ほう酸	無税
二五三二のうち	一 鉱物 鉱物（他の号に掲げるものを除く。）及び陶磁製品の破片	七・五％

二六〇一のうち	(一) その他のもののうち硝石（硝酸カリウム） 金属鉍（精鉍を含むものとし、硫化鉄鉍にあつては、焼いたものに限り。） 二 銅鉍 三 ボーキサイト 六 モリブデン鉍	無税 無税 無税
二七〇一のうち	(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (二) その他のもの 七 アンチモン鉍 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 一 石炭のうち 歴青炭（灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のものに限る。）	無税 無税 無税 無税
二七〇七のうち	高温コールドタールの蒸留物その他これに類する物品 二 その他のもの (二) その他のもの ハ その他のものうち トルエン キシレン	無税 無税 五％ 五％

二七一〇のうち	石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇％以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	
	一 石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五％に満たないものを含む。）	
	(五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
	ロ その他のもののうち潤滑油（切削油、絶縁油及び流動パラフィンを含むものとし、焼入油、作動油、防錆油その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。）	
	二 石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇％以上で、九五％以下のものに限る。）	二二・五％
	(一) グリース	
	(二) その他のもの	一八％
	ロ その他のもののうち液状の潤滑剤（切削油及び絶縁油を含むものとし、焼入油、作動油、防錆油その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。）	
二七一二	ベトロラタム	二二・五％
	ワセリン	一〇％
	その他のもの	
二七一三のうち	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライトモンタンろう、でい炭ろうその他の鉱物性ろう（着色したものを含む。）	二二・五％

二七・一四のうち	一 パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう (二) その他のもののうちパラフィンろう	一五%
二七・一五のうち	石油ビッチ、石油アスファルト、石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物 二 石油コークス アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド（天然のものに限る。） ギルソナイト カーボンブラック	五%
二八〇・三のうち	酸化ほう素及びほう酸（第二五三〇号に掲げるものを除く。）	無税
二八・一二のうち	二 ほう酸	二〇%
二八・二〇のうち	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ	七・五%
二八・二五	二 水酸化アルミニウム	一五%
二八・三五のうち	酸化チタン	一五%
二八・三六のうち	硫化物（多硫化物を含む。）	一〇%
二八・四六のうち	二 その他のもののうち硫化亜鉛 亜二チオン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。） ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム	一五%
		無税

二八五四	過酸化水素	
二九〇一のうち	炭化水素	
	三 芳香族炭化水素	
	(一) トルエン	一〇%
	(二) キシレン	五%
二九〇二のうち	炭化水素のハロゲン化物	
	一 クロロホルム	二〇%
二九〇四のうち	非環式アルコール並びにそのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	
	一 飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(一) プロピルアルコール	二〇%
	三 多価アルコール及びその誘導体	
	(一) エチレンジグリコール	二〇%
	(二) プロピレンジグリコール	二〇%
	(四) ソルビトール	二〇%
二九〇六のうち	フェノール及びフェノールアルコール	
	一 単核一価フェノール	
	(一) 石炭酸（その含有量が水分を除いた全重量の九〇%以上のものに限り。）	二〇%
	三 多価フェノールのうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五%
二九〇七のうち	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化	

物及びニトロソ化合物

一 クロルフェノール

二〇%

二九〇八のうち

エーテル、アルコールエーテル、フェノールエーテル、アルコールフェノールエーテル、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 のうちトリエチレングリコール

二〇%

二九一三のうち

ケトン及びキノン（アルコールケトン、フェノールケトン、アルデヒドケトン、アルコールキノン、フェノールキノン、アルデヒドキノンその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンを含む。）並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 ケトン官能化合物

(一) アセトン

二〇%

二九一五のうち

多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化合物、酸過酸化合物及び過酸並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 しゅう酸

一五%

二九一六のうち

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化合物、酸過酸化合物及び過酸並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

二 フェノール酸及びその誘導体

(一) サリチル酸

二〇%

二九二一のうち	(二) アセチルサリチル酸 無機酸のエステル及びその塩（ハロゲン化水素酸エステルその他の号に掲げるものを除く。）並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	一〇%
二九二二のうち	一 バラチオン アミン官能化合物	二〇%
二九二四のうち	三 オルト・トルイジン 四 N ―フェニル―ベータ―ナフチルアミン、 $N \cdot N'$ ―ジフェニル―バラ―フェニレンジアミン、 $N \cdot N'$ ―ジ―ベータ―ナフチル―バラ―フェニレンジアミン及び N ―フェニル― N' ―シクロヘキシル―バラ―フェニレンジアミン 五 その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの 第四アンモニウム塩及び水酸化第四アンモニウム（レシチンその他のホスホアミノリピンを含む。） 二 レシチン	二五% 二五%
二九二五のうち	アミド官能化合物 四 ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド	一〇% 一五%
二九二六のうち	イミド官能化合物及びイミン官能化合物 二 ジフェニルグアニジン及びアルドール―アルファ―ナフチルアミン 五 その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五% 二五%

二九二七のうち	ニトリル官能化合物	二〇%
二九三一のうち	有機硫黄化合物	二〇%
	二 アセトニトリル	
	二 メチオニン	二〇%
	三 ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド	二五%
二九三五のうち	四 その他のものうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの 複素環式化合物（スクレイン酸を含む。）	二五%
	一 フルフラール	二〇%
	四 ニーアミノピリミジン	二〇%
	六 ニーメルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジーニーベンゾチアゾリルジスルフィド、Nーシクロヘキシルーニーベンゾチアゾールスルフェンアミド、Nーオキシジエチレンーニーベンゾチアゾールスルフェンアミド、ニーメルカプトイミダゾリン、ニーメルカプトベンゾイミダゾール並びに六ーエトキシー二・二・四ートリメチルー一・二ージヒドロキノリン	二五%
二九三八のうち	七 その他のものうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの プロビタミン及びビタミン（合成のもの及び濃縮したものを含む。）	二五%
	二 ビタミン A	一五%
	三 ビタミン B 群	

二九三九のうち	(一) ビタミン B	一五%
	(二) その他のもの	一五%
	四 ビタミン C	一五%
	五 ビタミン D	一五%
	六 その他のもの	一五%
	ホルモン (合成のものを含む。)	
	三 副腎皮質ホルモン	
	(一) コーチゾンアセテート	二〇%
	四 性ホルモン	
	(一) テストステロン	二〇%
二九四三のうち	糖類 (化学的に純粹のものに限るものとし、サッカロースを除く。)	
	一 ぶどう糖	二五%
	四 ソルボース	二〇%
	抗生物質	
二九四四	一 ペニシリン及びストレプトマイシン	一七・五%
	二 その他のもの	一七%
	医薬品 (動物用のものを含む。)	
	一 抗生物質製剤	
三〇〇三のうち	(二) その他の製剤	一七%
	二 ビタミン製剤	一五%

三二〇二のうち	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 二 硝酸ナトリウム (一)のうち天然のもの	無税
三二〇四のうち	ログウッドエキスその他の植物性着色剤（天然あいを除く。）及びコチニールその他の動物性着色剤 一 植物性着色剤 (二) バターダイ	無税
三二〇五のうち	有機の合成染料（顔料色素を含む。）、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい	無税
三二〇六のうち	一二 顔料色素 レーキ顔料 二 その他のもののうち人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色に使用するレーキ顔料調製品以外のもの	二五%
三二〇八のうち	窯業用の調製顔料、調製乳白剤その他の調製着色剤及びほうろう、うわぐすり、液状ラスタースその他これらに類する物品並びにスリップ（うわぐすり用のものに限る。）及び粉状、粒状又はフレック状のフリットその他のガラス 一 調製着色剤のうち セラミックカラー	二五%
三二〇九のうち	ワニス、ペイント、水性塗料その他の塗料、革の仕上げ用に適する調製水性顔料並びにあまに油、白燈油、テレピン油、ワニスその他のペイント用又はエナメル	一五%

用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料

一 塗料

(一) 天然樹脂系ワニス

(二) のうち繊維素塗料（絶縁塗料を除く。）

(三) のうち油性ペイント（船底ペイントを除く。）

(四) 合成樹脂を含む塗料（一）から（三）までに掲げるものを除く。）

イ 合成樹脂塗料

ロ その他のもののうちラッカー（絶縁塗料を除く。）

二のうちのパールエッセンス（そのまま塗装に使用するものを除く。）

パテ及びシーリングペーストその他これに類するペースト状の充てん料

シーリングコンパウンド（ゴム製のものに限る。）

筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ

一 印刷用インキ

(二) アルカリブルーートナー

植物性精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジンノイド

一 植物性精油

(一) のうちベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ

油

(三) その他のもののうち

一七・五%

一五%

一〇%

二〇%

二二・五%

一五%

二〇%

二〇%

無税

三三〇四のうち	スピアミント油 ペパーミント油 芳香性物質（人造のものを含む。）の二以上の混合物及び当該芳香性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、原料用のものに限り。） 二 その他のもののうち人造フレーバー（人造フレーバーエキスを含むものとし、アルコールを含有するものを除く。）	一〇%
三三〇六のうち	香水その他の調製香料（トイレットビネガーを含む。）及び化粧品 二 おしろい 三のうちクリーム、口紅、紅その他油、脂又はろうの製品（香髪油、ポマード及びひげそり用製品を除く。） 四 歯みがき 五 その他のもの（ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線香を除く。）のうち 液状又はペースト状のもの その他のもの せつけん（薬用せつけんを含む。） 一 浴用せつけん（薬用のものを含む。） (二) その他のもののうち芳香を付けたもの 二 洗たくせつけん 潤滑剤（油又は脂のみの混合物及び油又は脂をもとした混合物に限るものとし、石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上のものを除く。）	二五%
三三〇一のうち	三〇% 三〇% 一五% 三〇% 三〇%	三〇%
三三〇三のうち	二七% 二〇%	二七%

グリース	その他の潤滑剤（切削油及び絶縁油を含むものとし、焼入油、作動油、防錆油 [*] その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。）で石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえるもの	一八％
三四〇四のうち	人造ろう（水溶性のものを含む。）及び調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。） つや出し用ワックス ポリエチレングリコール	二二・五％
三四〇五のうち	くつ墨、クレンザー、つや出し用ワックス、メタルポリッシュその他のみがき料（油、脂、ろう又は有機界面活性剤を用いたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。） 一 つや出し用ワックスのうち油、脂又はろうを主成分とするもの 二 メタルポリッシュのうち鉱物性材料を主成分とするもの	一五％ 二〇％
三五〇三のうち	セラチン（正方形又は長方形のものを含み、着色又は型押しその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、セラチンポストカードを除く。）及びセラチンネットその他のセラチン誘導体並びにかわ、魚膠 ^{（ぎょこう）} 及びアイシングラス 一のうちセラチン（写真用のものに限る。）	二〇％ 一〇％
三五〇六のうち	接着剤（他の号に掲げるものを除く。） 一 小売用に包装したもののうち 天然ゴムの溶液及びペースト	一〇％ 五％

三七〇一のうち	乾板、カットフィルム、フィルムバックその他の感光性のプレート及びシートフィルム（露光してないものに限る。） 一のうちエックス線フィルム	二〇%
三七〇二のうち	感光性の写真用ロールフィルム及び映画用フィルム（露光してないものに限る。） 一 写真用ロールフィルム （一） エックス線用のもの 二 映画用フィルム （一） 天然色用のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの （二） その他のもののうち エックス線用のもの その他のもの（フィルムの幅が三五ミリメートル又は一六ミリメートルのものに限る。）	二〇% 二〇% 三〇% 三〇% 二〇%
三七〇三のうち	感光性の紙、板紙及び織物類（現像してないものに限る。） ロール状の写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。）	三〇%
三七〇四のうち	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） 一 映画用フィルム （一） ニュース用のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの （二） その他のもの	一五% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%

一メートル
又はその端
数につき三
〇円

ニのうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	三七〇六のうち	映画用サウンドトラックフィルム（現像したものに限る。）	二 その他のものうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	三七〇七のうち	映画用フィルム（サウンドトラックを有するものを含むものとし、現像したものに限る。）	一 ニュース用のものうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	二 その他のもの	(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	三八〇五のうち	トールオイル	二 精製のもの	テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン及びバイン油	一 テレピン油	二 バイン油	一メートル 又はその端 〇数につき三 円	一メートル 又はその端 〇数につき三 円	一メートル 又はその端 〇数につき三 円	一メートル 又はその端 〇数につき三 円	一〇%	一〇% 五%
-------------------------------	----------------	------------------------------------	-------------------------------------	----------------	--	---------------------------------------	-----------------	---	----------------	---------------	----------------	--	----------------	---------------	---	---	---	---	------------	-------------------

三八〇八のうち	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九〇五号に掲げるエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油	無税
一 ロジン		
三八一三のうち	ろう接用又は溶接用のフラックスその他の助剤、金属を含有する粉末及び金属を含有するペースト並びに金属の酸洗剤及び溶接棒のしん又は被覆に使用する調製品	
一 溶接用のフラックス		二〇%
三八一四のうち	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製石油添加剤	
一 のうちテトラエチル鉛製剤		一〇%
三八一五	ゴム加硫促進剤	二五%
三八一九のうち	化学薬及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然のもののみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずるかす（他の号に掲げるものを除く。）	
一 液状アルキルアリール炭化水素の混合物		一五%
二 液状ポリエチレングリコール		二〇%
三 ナフテン酸		二〇%
五 ゴム老化防止剤		二五%
六 のうち高温耐火セメント及び高温耐火ボンディングモルタル		一五%
七 その他のもののうち高温耐火建設材料		一五%
三九〇一のうち	フェノール樹脂（レゾールを含む）、尿素樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタ	

ンその他これらに類する重縮合物及び重付加物並びにシリコーン（変性したものを含む。）

三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）のうちフェノール樹脂以外のもの

四 その他のもの

(二) ポリエステル樹脂のもの

(三) シリコーンのもの

(四) その他のもの

三九〇二のうち

塩化ビニル樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、アクリル樹脂、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン（液状のものを含む。）、クマロン樹脂その他これらに類する重合物及び共重合物

二 塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のもの（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含む。）

(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

(二) ポリエチレンのもの

(三) ポリスチレンのもの

(四) アクリル樹脂のもの

メチルメタクリル樹脂のもの

くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）

一キログラムにつき五

二〇%

二〇%

二〇%

	(一) ポリエチレンのもの	三〇%
	(二) アクリル樹脂のもの	三〇%
	(三) その他のもの	三〇%
	四 その他のもの	
	(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	三〇%
	イ 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	三〇%
	ロ その他のもの	
	一次製品	二〇%
	その他のもの	三〇%
	(二) ポリエチレンのもの	三〇%
	(三) ポリスチレンのもの	三〇%
	(四) アクリル樹脂のもの	三〇%
	(五) ふつ素樹脂のもの	三〇%
	(六) その他のもの	三〇%
三九〇三のうち	セルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロース誘導体（コロジオン及びセルロイドを含む）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	
	一 酢酸繊維素（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。）	二七・五%
三九〇七のうち	第三九〇一号から前号までに掲げる物品の製品	
	一のうち第三九〇一号又は第三九〇二号に掲げる物品の製品（フェノール樹脂	

四〇〇一のうち	製品並びに機械附属品、テーブルリネン、食卓用その他の家庭用品及び装飾品、事務用品、衛生用品、水道用品、時計用のバンド、照明用品、ヘアピン並びにカーテンを除く。）	三〇%
四〇〇一のうち	天然ゴム及びバタ、ガタパーチャその他これらに類する物品（生のものに限るものとし、安定剤を加えたラテックスを含む。）	
	一 天然ゴム	
	（一）ラテックス	無税
	（二）その他のもの	無税
四〇〇二のうち	二 その他のものうちガタパーチャ	無税
	合成ゴム（安定剤を加えたラテックスを含む。）及びフアクチス	
四〇〇六のうち	一 合成ゴム	無税
	天然ゴム又は合成ゴムの棒、管、リング、円盤、形材、溶液、分散液その他の物品（天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含み、加硫しないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。）	
	一 天然ゴムの溶液及びペースト	五%
四〇一〇のうち	二 その他のものうちシーリングコンパウンド	一五%
四〇一一のうち	コンベア用のエンドレスベルト	一五%
	ゴムのタイヤ、タイヤケース、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用の	

四一〇一のうち	ものに限る。 一のうち自動車用の空気タイヤ及び空気タイヤケース 原皮（石灰又は酸で処理したものを含む。） 一 牛皮（水牛皮を除く。）	無税
四一〇二のうち	牛革及び馬革 一のうち染色し、又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	二一〇％
四二〇一のうち	馬具、首輪、口輪、ひざ当てその他動物用の装着具及びこれらの附属品 フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％
四四〇三のうち	丸太（単に荒削りした丸太を含む。） 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 三 その他のもののうち チーク リグナムバイタ	二一〇％ 無税 無税
四四〇四のうち	割材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材（単に切り、ひき、又は割つたものに限る。） 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 三 その他のもののうちチーク	二一〇％ 無税
四四〇五のうち	板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえ	無税

四四一四のうち	るものに限る。) 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 四 その他のものうちチーク 薄板及び合板用単板（紙又は織物で補強したものを含むものとし、木のみの厚さが五ミリメートル以下のものに限る。） 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもののうち 薄板（単に切り、ひき、又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。） 二 その他のものうち チークの薄板（単に切り、ひき、又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。） 合板用単板 合板（寄せ木合板、象眼した板及びベニヤドパネルを除く。） さなだその他これに類する組物（これらを単にはぎ合わせて帯状にしたものを含む。） 二 その他のもの (一)のうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの 畳表、むしろ、すだれその他これらに類する組細工物及びびん包装用のわらづと	二〇% 無税
四四一五のうち		無税
四六〇一のうち		一五%
四六〇二のうち		三〇%

四八〇一のうち	二 その他のもの	三〇%
四七〇一のうち	繊維素バルブ	
	一 木材バルブ	
	(二) 化学バルブ	
	イ サルファイトバルブ	五%
	ロ クラフトバルブ	五%
四八〇一のうち	機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含む。）	
	一 薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）	一五%
	(二) その他のもの	一〇%
四八〇七のうち	四 板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。）	
	紙及び板紙（塗布し、しみ込ませ、表面に着色し、若しくは模様付けし、又は字	
	若しくは絵を単に附随的に印刷したものに限る。）	
	六 カーボンペーパー	一五%
四八一一のうち	ガラスペーパー、壁紙及びリンクラスタ	
	二 壁紙及びリンクラスタ	一〇%
四八一三のうち	カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーパー（箱入りのものを含むものとし、特定の形状に切つたものに限る。）	
	一 カーボンペーパー	一五%
四八一六	紙製又は板紙製の袋、箱その他の包装容器	

四八二一のうち	紙袋 二 その他のもの 紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する事務用の容器 紙、板紙又はセルロースウォッディングの製品及びバルブ製品（他の号に掲げるものを除く。） 二 その他のもののうち紙又は板紙の製品及びバルブ製品 書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含むものとし、印刷したものに限る。） 新聞、雑誌その他の定期刊行物 幼児用の絵本	一五％ 一三％ 一三％ 一五％ 無税 無税 無税
四九〇一	四九〇二 四九〇三のうち 四九一一のうち	無税 無税 無税
五〇一のうち	二 写真及び印刷した書画その他の印刷物（他の号に掲げるものを除く。） 二 その他のもののうち広告用又は観光案内用の印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。）及び定期刊行物 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）及び定期刊行物	無税
五二〇二のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち 合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。） 人造繊維の単繊維及びカットガット並びに人造繊維の原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品 一 合成繊維のもの及び合成繊維の原料から製造したもののうち 合成繊維の単繊維（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％ 二五％ 二五％

合成繊維の原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状のもの

三〇%

五一〇三のうち

人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。）

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもののうち

合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）

二五%

五一〇四のうち

人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一〇二号に掲げる単繊維又はストリップ、管その他これらに類する形状の物品の織物を含む。）

一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。）の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち

合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセテート繊維のみから成る織物（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。）

一〇%

五三〇二のうち

獣毛（羊毛及びカードし、又はコムしたものを除く。）

一 アルバカの毛

無税

五五〇一のうち

線綿

無税

五六〇五のうち

人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもののうち

無税

五九一六のうち	合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五九一七のうち	人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）	
五七〇七のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるものうち 合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五七〇四のうち	人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）	
五七〇一のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち 合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセテート繊維のみから成る織物（幅が一・二七メートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。） 植物性織物用繊維及びそのくず（トウ、反毛したもの及び糸くずを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）	二〇％
	一 カボック繊維及びサイザル麻繊維	無税
	コンベア用のニンドレスベルト	一五％
	織物類その他織物用繊維の製品（機械用のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	
	二 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	一五％
	男子用の外とう、洋服、ジャンパーその他の外衣類	